

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

平成21年3月31日

兵庫県監査委員

杉尾良文

天宅陸行

北林泰

矢尾田勝

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年度 包括外部監査結果報告書

〈テーマ〉

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 岩崎和文

兵庫県包括外部監査報告書目次

第1章 総論	7
Ⅰ. 外部監査の概要	7
1. 外部監査の種類	7
2. 選定した特定の事件(テーマ)	7
3. 事件を選定した理由	7
4. 外部監査の方法	8
5. 包括外部監査の実施期間	9
6. 包括外部監査従事者の資格	9
7. 利害関係	9
Ⅱ. 指定管理者制度の概要	10
1. 指定管理者制度とは	10
2. 公の施設とは	11
3. 指定管理者制度の地方自治法上の規定	12
4. 指定管理者制度の目指すもの	12
Ⅲ. 兵庫県の対応	15
1. 兵庫県における指定管理者制度の概要	15
2. 平成20年10月6日現在の指定管理者制度導入施設	16
Ⅳ. 監査の結果(総論)	17
1. 所管部局の指導、監督について	17
2. 資産管理について	17
3. 指定管理者制度の適用基準及び判断について	17
4. 公募・非公募の適用基準	17
5. 指定管理料の算定の考え方について	17
6. 業務仕様の策定に関する方針・方法について	17
Ⅴ. 兵庫県の新行財政構造改革推進方策	19
1. 兵庫県の財政の現状と課題	19
2. 「新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)」について	23
3. 「新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)」と公の施設	26
4. 往査対象施設の新行革プラン	32
第2章 アンケート	37
Ⅰ. 指定管理者制度導入施設	37
Ⅱ. 所管部局へのアンケート	40
1. 指定管理者制度導入施設の運営主体	40

2. 指定管理者の募集方法	41
3. 指定管理者の種別と募集方法	42
4. 従前の管理料又は委託料と指定管理料の比較	43
5. 指定管理者制度導入施設の種類の種類	43
6. 指定管理者制度導入前の運営状況	44
7. 公募の有無	45
8. 応募参加要件	46
9. 選定手続き	47
III. 指定管理者に対するアンケート調査	48
1. 施設の管理について	48
2. 現金等の管理について	49
3. 運営について	51
4. 運営コストについて	53
5. 情報開示等について	54
第3章 全般的指摘事項	58
I. 指定管理者に対する質問内容	58
II. 往査施設指定管理者の現状と問題点及び改善策	62
1. 固定資産管理について(指摘)	62
2. 修繕計画に関して(指摘・意見)	65
3. 故障・事故・クレームなどに対する対応マニュアルについて(意見)	67
4. 遊休施設について(意見)	68
5. 現金等の受払管理について(指摘・意見)	69
6. 領収書の管理について(指摘)	70
7. 運営について(意見)	71
8. アンケートの実施について(指摘・意見)	72
9. 運営コスト管理について(指摘)	73
第4章 個別施設	77
I. 兵庫県立芸術文化センター	77
1. 公の施設に係る管理運営状況	77
2. 兵庫県立芸術文化センターをめぐる管理委託から 指定管理者制度への対応	80
3. 兵庫県立芸術文化センターにおける指定管理料	80
4. 公の施設の指定管理者の管理状況	82
5. 兵庫県立芸術文化センターの「管理運営評価シート」	83

II. 兵庫県中央労働センター	90
1. 公の施設に係る管理運営状況	90
2. 兵庫県中央労働センターをめぐる管理委託から 指定管理者制度への対応	92
3. 兵庫県中央労働センターにおける指定管理料	93
4. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	95
5. 兵庫県中央労働センターの「管理運営評価シート」	95
III. 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	97
1. 公の施設に係る管理運営状況	97
2. 管理委託から指定管理者制度への対応	99
3. 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターに おける指定管理料	100
4. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	101
5. 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの 「管理運営評価シート」	101
IV. 兵庫県立文化体育館	103
1. 公の施設に係る管理運営状況	103
2. 管理委託から指定管理者制度への対応と指定管理料	105
3. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	107
4. 兵庫県立文化体育館の「管理運営評価シート」	108
V. 兵庫県営住宅	110
1. 公の施設に係る管理運営状況	110
2. 兵庫県営住宅をめぐる管理委託から指定管理者制度への対応	112
3. 兵庫県営住宅における指定管理料	116
4. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	119
5. 兵庫県営住宅の「管理運営評価シート」	119
VI. 兵庫県民会館	122
1. 公の施設に係る管理運営状況	122
2. 兵庫県民会館をめぐる管理委託から指定管理者制度への対応	124
3. 兵庫県民会館における指定管理料	124
4. 兵庫県民会館の事務室、倉庫、利用料収入	128
5. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	128
6. 兵庫県民会館の「管理運営評価シート」	129
VII. 兵庫県立産業会館	132
1. 公の施設に係る管理運営状況	132

2. 「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」における	
兵庫県立産業会館の位置づけ	134
3. 兵庫県立産業会館をめぐる管理委託から指定管理者制度への対応	135
4. 兵庫県立産業会館における指定管理料	137
5. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	140
6. 兵庫県立産業会館の「管理運営評価シート」	141
VIII. 兵庫県立淡路夢舞台公苑	144
1. 公の施設に係る管理運営状況	144
2. 管理委託から指定管理者制度への対応と	
新行革プランにおける位置づけ	148
3. 兵庫県立淡路夢舞台公苑における指定管理料	154
4. 公の施設の指定管理者の管理運営状況	156
5. 淡路夢舞台公苑の「管理運営評価シート」	156

（本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。）

第1章 総論

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について」

なお、財務事務の監査の対象期間は原則として平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）とした。

3. 事件を選定した理由

小泉内閣の官業の民間開放路線の一環として、地方公共団体の公共施設運営の経費削減やサービス向上を目指し民間企業などの参入で平成15年9月の地方自治法一部改正施行により、公の施設の管理運営については管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されることとなった。制度施行後3年間は経過措置として旧法の管理委託制度に基づく外郭団体¹などへの委託が認められていたが、平成18年9月にその猶予期限が終了し、地方公共団体が引き続き外部に管理運営を委ねる場合には指定管理者制度に移行するか、直営に戻すかの選択をしなければならなかった。

兵庫県では、平成18年以降、指定管理者制度への移行を推進しており、県が設置した公の施設の施設数、運営形態は平成20年4月1日現在下記の通りとなる。

区 分	施設数	運営形態	
		指 定 管 理 者 制 度 (うち公募)	県直営
レクリエーション・スポーツ施設	22施設	22施設(2施設)	—
産業振興施設	9施設	3施設(1施設)	6施設
基盤施設	556施設	522施設(26施設)	34施設
文教施設	41施設	14施設(1施設)	27施設
医療・社会福祉施設	51施設	31施設(—)	20施設
計	679施設	592施設(30施設)	87施設

¹外郭団体とは官庁などの組織の外にあって、相互に関係をもちながら事業をしている団体（出典：三省堂 現代国語辞典）

※法令で設置者が管理することが義務付けられている施設を除く

- ・ 基盤施設（道路、河川、漁港施設、流域下水道）
- ・ 文教施設（県立学校、県立大学）

平成20年10月に策定・公表された「新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕」の中で、「効率的な県政運営の推進」という改革の視点のもと、指定管理者制度を推進することが提唱されるとともに、施設維持費の抑制として、公的施設等の維持管理経費について、平成19年度当初予算額の概ね85%水準へ抑制することが言われており、具体的な施策の一つとして指定管理者制度の導入に当たり公募を実施することがあげられている。

このような状況下で指定管理者制度の導入期を終え、同制度の変換時期にあることから兵庫県民にとって上記の「特定の事件」について監査する事は有意義と考え、この事件を選定することとした。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

地域性の強い施設や市町立施設とすることで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる施設は、市町への移譲又は移管を行うとともに、廃止についても検討する。

指定管理者選定における公募の拡大や運営体制等の見直しにより、サービス水準の向上とコスト縮減の両面から運営の合理化・効率化を推進する。以上が改革の基本方向として新行革プランに示されている。

① 指定管理者制度に移行した施設について

- ・ 指定管理者の選定手続は適正に行われているか
- ・ 指定の期間は妥当であるか
- ・ 公の施設の管理運営経費は削減されたか
- ・ 住民サービス向上と住民負担の観点から問題はないのか
- ・ 地方公共団体や県の外郭団体等が指定管理者となっている施設については、制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）に沿っていると言えるか
- ・ 非公募方式を採った施設については、公募を行わない合理的な理由があるか
- ・ 協定書の内容は妥当であるか

② 直営方式を継続する施設について

- ・ 指定管理者制度へ移行しない合理性があるか
- ・ 指定管理者制度への移行についての検討がなされているか

③各施設は設置管理条例に基づき適切に運営がなされているか。また、指定管理者制度に移行した施設について、設置管理条例の改正が行われているか

④各施設の利用状況はどうか

⑤公有財産及び物品の管理は適切に行われているか

⑥施設の維持管理・修繕は適切に行われているか

⑦契約事務の手続きは適切に行われているか

⑧その他の財務事務は適切に行われているか

(2)主な監査手続

①諸規定の妥当性について適切に検証されているか

②関係書類への査閲及び照合

③関係部署担当者への質問及び資料の入手

④各数値の比較分析

5. 包括外部監査の実施期間

自平成20年9月18日 至平成21年2月6日

なお、平成20年4月1日から平成20年9月17日までは事件の選定を行うとともに補助者の選定を行った。

6. 包括外部監査従事者の資格

公認会計士 遠藤眞廣

公認会計士 小市裕之

公認会計士 堀 裕三

公認会計士 福井 茂

公認会計士 青戸祥倫

公認会計士試験合格者 小池賢司

公認会計士試験合格者 熊谷清美

7. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度とは

(1) 制度の目的

指定管理者制度は、広く民間事業者等を含む候補者の中から、最も適切な団体を議会の議決を経て公の施設の管理を行わせ、民間の知恵とノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図りながら、多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応していく為の制度である。加えて、公の施設の管理を公社、第3セクター、財団法人等の多くが担っていることから、民間との競争に耐えるための取り組みを通じ、地方公共団体出資法人の経営健全化等に資することも考えられる。

行財政改革が言われており、その流れの一つが行政の「民営化」であり、具体的には公共分野への市場原理の導入と考えられる。指定管理者制度の導入促進もその一つであり、公募による公共分野への市場原理の導入に他ならないのである。

(2) 指定管理が行えない業務

指定管理者制度は、これまで外郭団体等に限られていた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に行わせる制度である。ただし、個別の法律で管理主体が限定される、学校、道路、河川、下水道などの施設については、指定管理者に管理を行わせることができない。

指定管理者は、条例の定めによって、施設の使用許可や利用料金を収入として徴収するなど、処分権限に該当する業務を含む公の施設の管理を行うことができる。ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令によって、地方公共団体の長のみが出来るとされている権限については行うことができない。

(3) 従来との管理委託制度の違い

項目	指定管理者制度（改正後）	管理委託制度（改正前）
管理運営主体	法人、その他の団体（民間事業者、NPOなども可） ※法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可	公共団体、公共的団体（商工会、農協等）、地方公共団体が2分の1以上出資する出資法人等
選定手続	議会の議決を経て指定する	相手方を条例で規定する

管理の基準及び業務の範囲等の規定方法	条例及び指定管理者との協定 地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法で規定する「入札」の対象とはならない 施設の設置者である地方公共団体は管理権限の行使は行わず、責任を果たす立場から必要に応じて指示を行う	施設の設置者である地方公共団体との契約（委託契約）に基づき執行を行う 施設の管理権限及び責任は地方公共団体が引き続き有する
公の施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	受託者はできない
不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用許可	指定管理者はできない	受託者はできない
管理運営を行わせる期間	施設毎に議会の議決で定める（複数年度の指定可）	施設ごとに契約で定める（原則、年度更新）
事業報告	年度ごとに事業報告書を提出	年度終了時に業務完了届を提出
公の施設の設置者としての責任（利用者に損害を与えた場合）	地方公共団体にも責任が生じる	地方公共団体にも責任が生じる

2. 公の施設とは

地方自治法第244条第1項において、「公の施設」について地方公共団体の有する施設のうち「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。

概ね、次の要件を充たすものとされている。

- ①施設を設置した地方公共団体の住民の利用に供するものであること
- ②住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体により設置された施設であること
- ③法律または規定により設置されたものであること

「公の施設」の例

レクリエーション・スポーツ施設	・・・	競技場、野球場、体育館、宿泊休養施設等
産業振興施設	・・・	情報提供施設、展示場施設、開放型研究施設等
基盤施設	・・・	駐車場、大規模公園、水道施設等
文教施設	・・・	県民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家等
医療・社会福祉施設	・・・	病院、老人福祉センター等

3. 指定管理者制度の地方自治法上の規定

「公の施設」は、昭和38年の地方自治法の改正により、管理委託制度が導入されている。管理委託先としては当初公共団体または公共的団体に限定されていたが、平成3年の改正により管理委託先は「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、又は公共団体若しくは公共的団体」とされている。また、地方自治法第244条の2第1項において「普通地方公共団体は法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされており、平成15年の改正により、同3項において「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」とされている。

4. 指定管理者制度の目指すもの

平成15年6月6日に成立、同年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものである。

この改正を受けて総務省自治行政局長から各都道府県知事宛に通知（総行第87号 平成15年7月17日。以下「総務省通知」という）が発せられている。

- ①「改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。」
- ②「今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を

図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。」として、

- 指定管理者に関する事項
- 条例で規定すべき事項
- 適正な管理の確保等に関する事項

が示されている。

(1) 指定管理者に関する事項としては

- ① 「民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)」
- ② 「使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立に対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)」
- ③ 指定に当たって議決すべき事項として、「公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)」が示されている。

(2) 条例で制定すべき事項としては

- ① 「指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」等が定められている。
 - ・ 指定の手續について、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。」
 - ・ 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。」
 - ・ 「業務の範囲」としては、「使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。」

②「指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。」

③「指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。」

が示されている。

(3) 適正な管理の確保等に関する事項としては

①「「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。」

②「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、… 管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。」

③「指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。」

が示されている。

(4)「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。」

とも示されている。

Ⅲ. 兵庫県の対応

1. 兵庫県における指定管理者制度の概要

(1) 上記地方自治法の改正を受け、兵庫県は「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例」（平成16年3月11日兵庫県条例第2号）により指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する必要な事項を定め、同条例の施行に關しての必要な事項を「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則」を定めている。

(2) また、指定管理者制度が全面的に導入されたことに伴い、下記通知が発せられている。

- ① 公の施設の指定管理者における情報公開及び個人情報保護の措置について（平成18年3月6日付 県民情報室長通知）
- ② 公の施設の指定管理者における行政手続の措置について（平成18年3月6日付 県民情報室長通知）
- ③ 指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドラインについて（平成19年3月27日付 新行政課長通知）
- ④ 指定管理者の公募に関するガイドラインについて（平成19年3月29日付 企画管理部長通知）

ア 指定管理者制度の適用基準

このガイドラインによると公募により指定管理者を選定する施設について、「公の施設は、それぞれの設置目的に沿って広く県民に安定的なサービスを提供する役目を持っており、公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保を図ることを原則とする。この原則を踏まえた上で、民間事業者のノウハウを活用することにより、より効率的で県民サービスの向上につながる質の高い管理運営が期待できる場合については、公募により指定管理者を選定する。」

イ 公募・非公募の適用基準

また、特定の者を指名する施設として、

- ・ 管理運営にあたり県行政との一体性が必要とされる施設
 - ・ 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設
 - ・ 施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設
 - ・ 隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設
 - ・ 地域住民が管理運営に主体的に参画している施設
- が該当するとしている。

2.平成20年10月6日現在の指定管理者制度導入施設

《計97施設+県営住宅498団地》

指定管理者制度導入施設一覧	
公営を実施(予定)する施設	特定の名を指名する施設
<p>29施設+県営住宅498団地</p> <p>公営実施施設：12施設+県営住宅18団地</p> <p>H17年度 公営実施施設：3施設+県営住宅18団地 ・東播磨池小学校児童会施設(884名分) 【(特)兵庫県の本域の残存ある利用を進める会】 ・明石西公園 【(特)兵庫県・津田・小西・日本製材】 ・山崎森林公園 【(特)兵庫県・公園協会】 ・県営住宅【明石地区17団地(2,294戸)】【(特)パークレフカービス】 【(特)兵庫県住宅供給公社】※予定区画の移転がなかったため、指名</p> <p>H18年度 公営実施施設：2施設 ・産業会館 【(特)大塚 住宅付ビル(特)】 ・兵庫県庁舎 【(特)ケンタクト】</p> <p>H19年度 公営実施施設：7施設 ・ひょうごこころ身体館 【(特)ひょうごこころ健康協会】 ・都市公園【丹波島大連中央公園】 【(特)パークマネジメント丹波】 【有馬富士公園・一筆公園】 【(特)兵庫県・公園協会】 【北播磨余部村公園】 【(特)兵庫県・公園協会】</p> <p>H20年度 新規公営予定施設：6施設+県営住宅 ・県民会館 【(特)兵庫県芸術文化協会】 ・先導科学技術支援センター 産大センター 【(特)ひょうご科学技術協会】 ・但馬ドーム 【(特)兵庫県労働福祉協会】 ・三木山森林公園 【(特)兵庫県みどり公社】 ・県営住宅(但馬駅前) 【兵庫県住宅供給公社】</p> <p>H21年度以降、条件が揃ったものから、順次、公募していく施設：17施設+県営住宅 ・いえしま自然体験センター 【(特)兵庫県青少年本部】 ・兵庫県生涯学習センター 【(特)兵庫県みどり公社】 ・フラワーセンター 【(特)兵庫県園芸・公園協会】 ・都市公園5施設 【(特)兵庫県園芸・公園協会】 【播磨中央、赤穂海岸、真子】 【(特)兵庫県園芸・公園協会】 【淡路野営運動、淡路島】 【(特)淡路花博記念事業協会】</p>	<p>計97施設+県営住宅498団地 020.10.6現在</p> <p>42施設</p> <p>4 隣接施設との一体的な運営や近傍市町立施設との密接な連携により効果的な運営が図られる施設：5施設 ・但馬牧場公園 【(特)】 ・甲子園流氷公園 【(特)】 ・但馬西宮戸原港来訪船乗降施設等(新宮西側) 【(特)あかひつり(特)】 ・相生港那波港来訪船乗降施設(新宮西側) 【(特)あかひつり(特)】 ・淡路交流の翼港 【(特)あかひつり(特)】</p> <p>5 地域住民等が管理運営に主体的に参画している施設：6施設 ・ふるさと公園6施設 { やしろの森公園 【(特)】 ささやまの森公園 【(特)】 なか・やちの森公園 【(特)あかひつり(特)】 ゆめさきの森公園 【(特)あかひつり(特)】 園田の森公園 【(特)あかひつり(特)】 宝塚西谷の森公園 【(特)あかひつり(特)】 } ※地域によっては、上記1～5のうち複数の特長を併せ持つものもある(中略)</p> <p>6 市1事業として管理運営する施設：1施設 ・但馬の森中央緑地(但馬流氷港) 【(特)あかひつり(特)】</p> <p>26施設</p> <p>1 先導的な管理運営を行ってきた前期の管理運営者を指名するが、より主体的な運営によるサービスの提供等、財産・管理のあり方を検討する施設：15施設 ・身体障害者授産施設(小野芝) 【(特)】 ・知事直轄管理施設(三木梓園等7施設) (赤穂精華園児童養育施設等3施設) 【(特)兵庫県社会福祉事業団】 ・総合型「リハビリ」(身体障害者更生施設等3施設) 【(特)兵庫県社会福祉事業団】</p> <p>2 所在市町への特長等を行う方向で協議・調整を進める施設：6施設 ・宝塚山公園 【(特)】 ・東はりま日時計の丘公園 【(特)】 ・淡路香りの公園 【(特)】 ・都市公園2施設【神楽台緑地、西武庫・(明石西側、北播磨余部村)】 【(特)兵庫県・淡路島】</p> <p>3 隣接施設との一体的運営など管理運営形態の厘しを検討する施設：5施設 ・丹波年輪の里 【(特)兵庫県園芸・公園協会】 ・淡路夢野園遊楽場 【(特)兵庫県園芸・公園協会】 ・淡路夢野台公園・湖山緑地 【(特)兵庫県社会福祉事業団】</p>

※() 書名施設は、県営施設で今後、指定管理者制度を導入予定の施設

IV. 監査の結果（総論）

1. 所管部局の指導、監督について

- ① 所管部局として指定管理者への指導、監督に係るマニュアルを作成し、マニュアルに従った運用を行い、指導、監督が一定水準以上となるよう体系的にルール化し、客観的に県民から理解できるように実施すべきである。（意見）
- ② 自己評価シートの管理を十分行うべきである。（意見）

2. 資産管理について

資産管理のマニュアルを整備するとともに、運用及び報告体制を含む管理体制を構築すべきである。（指摘）

3. 指定管理者制度の適用基準及び判断について

指定管理者制度の適用の意義を判断する基準も入れ、極力曖昧な部分を残さず、また指定管理者制度を適用するか否かの判断は対象施設の意義の検証を踏まえて、明確な基準に基づき実施すべきである。（意見）

4. 公募・非公募の適用基準

指定管理者制度を導入している98施設のうち、75施設は特定の者を指定管理者に指名しているが、公募・非公募の適用基準（現在5つの基準により特定の者を指名）については、より県民にわかり易い基準とし、極力曖昧な部分を残すべきではない。（意見）

5. 指定管理料の算定の考え方について

事業実施に必要な経費を適切に算出するため、指定管理料の算定は統一的な基準を持ち、指定管理料は指定管理者が削減努力を進める体系とすべきである。（意見）

6. 業務仕様の策定に関する方針・方法について

① 仕様書の記載項目について

募集要項には施設の政策目的や現状の抱える課題を明確に示し、仕様書は指定管理者の創意工夫を引き出すために、達成すべき成果を中心とした記述とし、実施方法は指定管理者に委ねるようにすべきである。（意見）

② インセンティブのあり方について

特定の者を指定管理者とした場合、指定管理料は精算方式をとっている。精算方式の場合、精算に係る責任を負うことなく管理運営費の削減努力を引き出せない懸念がある。精算方式を改め、一括定額方式とすること等により指定管

理者の創意工夫や事業努力を引き出し、インセンティブ等積極的に活用すべきである。(意見)

V. 兵庫県の新行財政構造改革推進方策

1. 兵庫県の財政の現状と課題

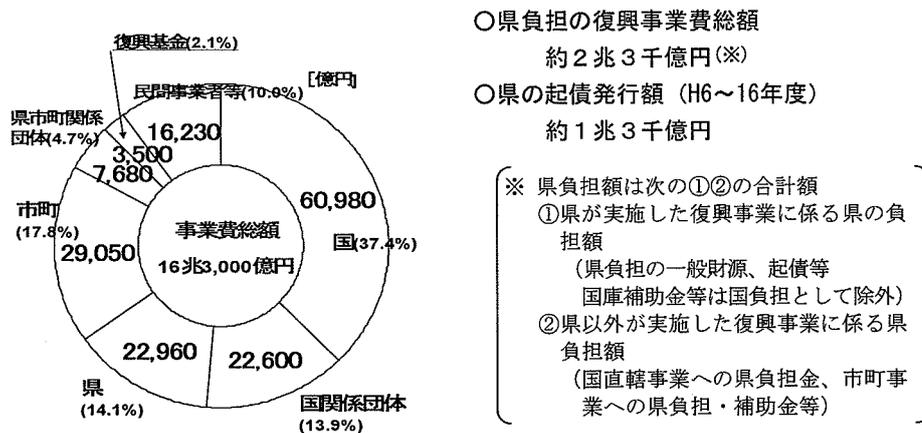
兵庫県の財政の現状と課題は下記の通り、平成20年10月に発表された「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」の「参考」に記載されている。

【参考】本県財政の現状と課題

- 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、少子・高齢社会下における史上初の大都市直下型の大震災であり、直接被害総額だけで県内総生産の1/2にあたる約10兆円に上るなど、わが国における戦後災害史上最悪の被害結果をもたらした。
- 震災復興にあたっては、大震災が成長から成熟へと転換する、終わりと始まりの結節点に発生したことから、単に1月17日以前の状態を回復するのではなく、21世紀の創造的復興をめざし、ひょうごフェニックス計画(平成6～16年度)を策定して推進を図った。その結果、復興事業総額の実績は16兆3千億円となっている。【図1】

【図1】復興事業費の総額と県負担額

復興事業費総額 16兆3千億円（復興計画の実績）



- 創造的復興の取組みにおいては、厳しい財政環境の下で中長期にわたる行財政運営を確保する必要があることから、平成11年度に「行財政構造改革推進方策」を策定し、行財政全般にわたる改革を進めてきた。

財政運営にあたっては、多額の県債の活用を余儀なくされたが、財政の健全性を確保するため、次の方針のもとに取り組み、これまで概ね目標を達成してきている。

- ・ 起債制限比率を健全財政の目安となる15%台に堅持
- ・ 毎年度の公債費支出に影響がない範囲内の県債管理基金の活用

【図2～4】

【図2】起債制限比率(一般会計)の計画目標と実績 (単位：%)

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
目標	11.3	12.5	13.6	14.7	14.2	14.8	15.1	15.0	15.1	15.3
実績	11.3	11.9	12.6	13.1	13.6	14.1	13.8	12.3	11.8	—

【図3】県債管理基金活用額の計画目標と実績 (単位：億円)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	計
目標	150	150	220	270	450	286	270	335	377	518	288	192	83	3,589
実績	129	0	0	239	416	246	283	392	406	410	403	0	465	3,389

【図4】「行財政構造改革推進方策」に基づく主な改革内容 (単位：億円)

区分	主な改革内容	効果額
組織	・本庁組織を9部体制から全国最少水準の6部体制に簡素化 ・100以上の地方機関を総合事務所化し、10県民局に再編統合	870
定員	・一般行政部門について平成19年4月までに1,134人(12.0%)削減	
給与	[特別職]・給料及び期末手当の10%～3%減額 ・退職手当の10%減額 [一般職]・管理職手当の10%減額 ・給与構造改革として、給料表の水準を全体で平均4.8%引下げ ・特殊勤務手当45手当の見直し(H18～19)	1,020
投資事業	・投資事業費総額(各年度)の削減 ・重点化・効率化(ローカルルールの設定、PFI等)、「つくる」から「つかう」へ ・投資事業評価システムの導入	1,900
事務事業	・事業の必要性、有効性、公平性等の観点からすべての事業の評価を行い、約6,800件の事業を整理合理化	3,000
公的施設	・宿泊施設や文化・スポーツ・レクリエーション施設など21施設を廃止又は市町・民間へ移譲等	
外郭団体	・平成11年度以降、団体数を8団体(16%)削減	
合 計 (平成12年度以降の累計額)		6,790